

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改 正 案

現 行

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第二十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第三十四条の十六項、第三十四条の十六第十三項、第三十四条の十九第六項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十三の二第四項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権をいう。第二号、次項の議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）、第八章の三及び第九章において同じ。）とする。

一（五）（略）
2（4）

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の二第二十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第三十四条の十六項、第三十四条の十六第十三項、第三十四条の十九第六項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十三の二第四項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権をいう。第二号、次項の議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）、第八章の三及び第九章において同じ。）とする。

一（五）（略）
2（4）

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の五 法第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)以下「連結財務諸表規則」という。) 第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社とする。

2 (略)

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第十三条の二 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する「親会社等」とは、他の法人等(令第四条第一項第一号口に規定する法人等をいう。以下同じ。)の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前二項に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十三条の六 銀行は、投資信託委託会社又は資産運用会社(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の五 法第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社とする。

2 (略)

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第十三条の二 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する「親会社等」とは、他の法人等(令第四条の二第二項に規定する法人等をいう。以下この項において同じ。)の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前二項に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十三条の六 銀行は、投資信託委託会社又は資産運用会社(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会

会社をいう。以下同じ。）が当該銀行の営業所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、「新投資口予約権証券」、投資法人債券又は外国投資証券（以下この条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならぬ。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第十三条の九 令第四条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（同条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表規則第二条第一号に規定する者をいう。以下この条、次条第一号及び第十三条の十一第一項第一号において同じ。）に該当する場合に限る。）の親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身（連結財務諸表提出会社に限る。）を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

（受信者連絡基準法人等）

第十三条の十 令第四条第二項第一号括弧書に規定する連結してその

社をいう。以下同じ。）が当該銀行の営業所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（以下この条において「受益証券等」という。）を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

（新設）

（新設）

計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人等とする。

一 連結財務諸表提出会社

二 法第二十一条第二項前段の規定により書類を作成しなければならない銀行その他当該規定に類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前号に掲げる者を除く。）

三 連結財務諸表規則又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前二号に掲げる者を除く。）

（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）

第十三条の十一 令第四条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の

（新設）

発行等に關して要請されている用語、様式及び作成方法によること
ができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式
及び作成方法によるものを除く。)の場合 財務諸表等規則第八
条第四項の規定により他の会社等(財務諸表等規則第一条第三項
第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。)の
意思決定機関(財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定
機関をいう。以下この項において同じ。)を支配している連結財
務諸表提出会社(財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみ
て他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであ
ると認められる連結財務諸表提出会社を除く。)

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号に定める者に類する者

令第四条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に
掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者(受信合算対象者)(
同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。)にあつては、金融
庁長官が定める者を除く。)とする。

一 前項第一号に掲げる場合 受信者連結基準法人等の関連会社(連
結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。)
二 前項第二号に掲げる場合 前号に定める者に類する者

(同一人に対する信用の供与等)

第十四条 令第四条第六項第一号に規定する貸出金として内閣府令で
定めるものは、別紙様式第三号(特定取引勘定設置銀行にあつては
別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号(第

(同一人に対する信用の供与等)

第十四条 令第四条第四項第一号に規定する貸出金として内閣府令で
定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第三号
(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行

三十五条第一項第十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行つた外国銀行支店（以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号の二）中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

一 コールローン勘定

二 買現先勘定

三 貸出金勘定

2 令第四条第六項第二号に規定する債務の保証として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の支払承諾見返勘定に計上されるもの及び

金融庁長官が別に定めるものとする。

3 令第四条第六項第三号に規定する出資として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定又はその他の証券

勘定として計上されるもの（その他の証券勘定として計上されるものについては、外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの（次項において「外国法人の發行する株式等」という。）に限る。）とする。

4 令第四条第六項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。

一 現金預け金勘定のうち預け金勘定

二 債券貸借取引支払保証金勘定

三 買入手形勘定

支店にあつては別紙様式第四号（第三十五条第一項第十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行つた外国銀行支店（以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号の二）中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の貸出金勘定に計上されるものとする。

（新設）

（新設）

2 令第四条第四項第二号に規定する債務の保証として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の支払承諾見返勘定に計上されるものとする。

3 令第四条第四項第三号に規定する出資として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定に株式又は出資（外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。）として計上されるものとする。

4 令第四条第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の保有

四	買入金銭債権勘定
五	商品有価証券勘定（特定取引勘定設置銀行以外の銀行に限る。）
六	特定取引資産勘定（特定取引勘定設置銀行に限る。）
七	金銭の信託勘定
八	有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又はその他の証券勘定（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）
九	外国為替勘定
十	その他資産勘定のうち次に掲げる勘定
イ	先物取引差入証拠金勘定
ロ	先物取引差金勘定
ハ	金融商品等差入担保金勘定
二	リース投資資産勘定（法第十条第二項第十八号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付隨費用を含む。）
（法第十三条第一項の規定の適用に関する必要な事項）	
第十四条の二	銀行の同一人（法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。）の額（第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る
二	貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、前号に掲げる社債の保有に該当するもの以外のもの
三	貸借対照表の買入金銭債権勘定に金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する約束手形（次号において「約束手形」という。）として計上されるもの
四	貸借対照表の特定取引勘定に約束手形又は短期社債等として計上されるもの
五	デリバティブ取引に係る信用の供与として金融庁長官が定める基準に従い算出されるもの
六	貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（法第十条第二項第十八号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付隨費用を含む。）
（法第十三条第一項の規定の適用に関する必要な事項）	
第十四条の二	法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。）の額（第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る

等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等(銀行その他の金融庁長官が定める者に對する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する出資又は同条第四項第四号、第七号若しくは第八号に掲げる勘定に計上されるものの貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四 前条第四項第八号に掲げる社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているもののうち当該保険金相当額に限る。)

五 前条第四項各号に掲げるもの及び同項の金融庁長官が別に定めるものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

六 (略)

(削る)

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四 前条第四項第一号に掲げる社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているもののうち当該保険金相当額に限る。)

五 前条第四項第一号から第四号までに掲げるものに係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

六 (略)

3 | 2
(削る)

銀行は、何らの名義によつてするかを問わず、法第十二条第一項本文の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十四条の三 令第四条第九項第二号に規定する内閣府令で定める国

民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

2 令第四条第九項第四号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一・二 （略）

三 その他金融庁長官が適當と認めるやむを得ない理由があること。

3 （略）

（当該銀行と特殊の関係のある者）

第十四条の四 法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

二 当該銀行の関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

（法第十三条第二項の規定の適用に関する必要な事項）

第十四条の五 （略）

2 4 （略）

第十四条の三 令第四条第七項第二号に規定する内閣府令で定める国

民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。

2 令第四条第七項第四号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一・二 （略）

三 その他前二号に準ずるものとして金融庁長官が適當と認めること。

3 （略）

（当該銀行と特殊の関係のある者）

第十四条の四 法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この章、第十七条の七の三第一項及び第三項、第二十一条、第三十四条の三十二並びに第三十五条第一項において同じ。）及び関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下この章及び第十七条の七の三第三項において同じ。）とする。

（法第十三条第二項の規定の適用に関する必要な事項）

第十四条の五 （略）

2 4 （略）

(削る)

5 | 銀行は、何らの名義によつてするかを問わず、法第十三条第二項前段の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十四条の六 第十四条の三第二項の規定は、令第四条第十二項第五号（令第十六条の二の三第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十四条の三第二項第一号及び第二号中「当該銀行」とあるのは「当該銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 (略)

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（令第四条第二項第一号）に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一〇三 (略)

5 | 銀行は、何らの名義によつてするかを問わず、法第十三条第二項前段の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十四条の六 第十四条の三第二項の規定は、令第四条第十項第五号（令第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、「当該銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 (略)

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一〇三 (略)

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一（三）（略）

3
（略）

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

第十四条の八 法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一（略）

二 当該銀行が当該銀行の子法人等又は関連法人等（令

第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）と

して有する場合（当該外国銀行が所在する国において当該銀行が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。）において、当該銀行が当該外國銀行との間で当該銀行の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければ当該外国銀行の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一（三）（略）

3
（略）

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

第十四条の八 法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一（略）

二 当該銀行が当該銀行の子法人等又は関連法人等（令

第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）と

して有する場合（当該外国銀行が所在する国において当該銀行が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。）において、当該銀行が当該外國銀行との間で当該銀行の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければ当該外国銀行の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

三・四 (略)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一・二 (略)

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イヽハ (略)

二 銀行及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホヽト (略)

四・五 (略)

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第三十四条の十五 (略)

2 (略)

3 銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、当該銀行持株会社又はその子会社等それぞれについて、前項

三・四 (略)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一・二 (略)

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イヽハ (略)

二 銀行及びその子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホヽト (略)

四・五 (略)

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第三十四条の十五 (略)

2 (略)

3 銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、当該銀行持株会社又はその子会社等それぞれについて、前項

において準用する第十四条の二第一項の規定の例により計算した信
用の供与等の総額の合計額（当該銀行持株会社が当該同一人に対し
てする第十四条第三項に規定する出資の額、劣後特約付金銭消費貸
借（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特
約付金銭消費貸借をいう。以下同じ。）による貸付けの額及び劣後
特約付社債（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定す
る劣後特約付社債をいう。以下同じ。）の引受けの額を除く。）から当該同一
人による調整対象額を控除して計算するものとする。

4 (6) (略)
(削る)

7 |
| 銀行持株会社は、何らの名義によつてするかを問わず、法第五十
二条の二十二第一項本文の規定による禁止を免れる取引又は行為を
してはならない。

(銀行持株会社の子会社等)

第三十四条の二十三 法第五十二条の二十五に規定する内閣府令で定
める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

一 当該銀行持株会社の子法人等

二 当該銀行持株会社の関連法人等

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧

において準用する第十四条の二第一項の規定の例により計算した信
用の供与等の総額の合計額（当該銀行持株会社が当該同一人に対し
てする第十四条第三項に規定する出資の額を除く。）から当該同一
人による調整対象額を控除して計算するものとする。

4 (6) (略)

(銀行持株会社の子会社等)

第三十四条の二十三 法第五十二条の二十五に規定する内閣府令で定
める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

一 当該銀行持株会社の子法人等（令第四条の二第二項に規定する
子法人等をいう。次条第一項及び第三十五条第三項において同じ
。）
二 当該銀行持株会社の関連法人等（令第四条の二第三項に規定す
る関連法人等をいう。）

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧

(等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからヘまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一〇三 （略）

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〇ハ （略）

二 銀行持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ〇ト （略）

五・六 （略）
2〇4 （略）

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二十一 （略）

(等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからヘまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一〇三 （略）

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〇ハ （略）

二 銀行持株会社及びその子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ〇ト （略）

五・六 （略）
2〇4 （略）

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇二十一 （略）

二十二 劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合
又は劣後特約付社債を発行しようとする場合

二十二 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能早期健全化緊急措置法
第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号及び
第三項において同じ。）による借入れをしようとする場合又は
劣後特約付社債（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に
規定する劣後特約付社債をいう。次号及び第三項において同じ。
）を発行しようとする場合

二十三～二十九 （略）

2～7
（略）

附 則

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十四条第一項の規定は、同項第一号に掲げる
ものについては、当分の間、適用しない。

2 新規則第十四条第二項及び第四項の規定は、銀行の清算機関（銀行（当該銀行以外の銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であつて
、金融商品取引清算機関（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。以下同
じ。）、商品取引清算機関（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。以下同
じ。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受け
ている者に限る。以下同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条
第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第二百五十六条の三第一項第六号に規定する金融
商品債務引受業等、商品先物取引法第二百七十七条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をい
う。以下同じ。）に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3 新規則第十四条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部
を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合

には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三十七条の規定により同法第二十三條の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。以下同じ。）については、適用しない。